

## 南伊豆町行政改革推進委員会設置条例施行規則

### ( 趣旨 )

第 1 条 この規則は、南伊豆町行政改革推進委員会設置条例 ( 昭和 60 年南伊豆町条例第 11 号。以下「条例」という。 ) 第 8 条の規定により、南伊豆町行政改革推進委員会 ( 以下「委員会」という。 ) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### ( 委員の構成 )

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員は次の者を以って構成する。

- (1) 議会代表 2 人以内
- (2) 学識経験者 6 人以内
- (3) 公募による者 2 人以内

2 公募による委員は、広報等により募集することとし、応募のあった者の中から別に定める方法により選出する。

### ( 委員会の招集 )

第 3 条 委員会の招集は、会長が各委員に対し通知することによりこれを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び会議に付議すべき事件を記載するものとする。

### ( 意見の聴取等 )

第 4 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

### ( 会議の非公開 )

第 5 条 委員の自由な意見を妨げるおそれがあるため、会議は原則として非公開で行うものとする。ただし、会長が委員に諮ってこれを公開することができる。

### ( 会議録の作成 )

第 6 条 委員会は、会議の次第及び出席委員の氏名並びに会議に付議した事件等の会議の経過及び審議結果を記載した会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、会長及び会長が会議において指名する委員 1 人が署名しなければならない。

3 委員会は、会議録の概要を公表するものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、会長が委員に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公募による委員の選考基準

第1 この基準は、公募による南伊豆町行政改革推進委員会委員（以下「委員」という。）を選考するために必要な基準を定める。

第2 委員の選考に当たっては次の点に留意し公正に審査するものとする。なお、特に定めのない限り、応募のための履歴書を提出する日現在での状況で判断するものとする。

### (1) 応募要件に関する事項

- ア 南伊豆町に住所を有し、かつ、居住する者
- イ 満18歳以上である者
- ウ 国及び地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない者
- エ 学生でない者
- オ 南伊豆町行政改革推進委員会の会議に出席可能な者（会議は、原則として平日の8時30分から17時15分までの間に開催する。）
- カ 南伊豆町の職員であったもの場合は、退職してから3年を経過した者であること
- キ 日本語での日常会話及び文章の読解ができること
- ク 町税等の滞納がないこと

### (2) 選考の基準

- ア 行政活動に関心があること
- イ 行政活動について幅広い知識を有していること
- ウ 行政活動に対する理解を有していること
- エ 公の視点から意見を述べられること
- オ 公の活動に積極的に参加していること
- カ 会議において意見を述べることができるとともに他の委員の意見を聴くことができること
- キ 批判のみに止まることなく、具体的な提案ができること